

科目名	公衆衛生看護方法Ⅱ (保健指導論) Public Health Nursing Ⅱ		担当教員 (研究室番号)	中北裕子 (404) 清水真由美 (408)	教員への連絡方法 (メールアドレス)	中北: yuko.nakakita@mcn.ac.jp 清水: mayumi.shimizu@mcn.ac.jp						
履修年次	2年次後期	科目区分	専門科目・広域看護学		選択区分	必修	単位数(時間)	1(15)	授業形態	演習	科目等履修生	否
											オープンクラス	否
科目目的	地域を構成する人々の健康課題を包括的に捉え、保健活動を行っていくための理論や方法の総合的な知識を学ぶ。											
ディプロマ・ポリシー(DP)	主要なDP	H 人々の健康に関する健康の解決に向けて、安心・安全・安楽・自立を基本とした看護を実践する技術を身につけている。(技能・表現)										
	関連するDP	E 看護専門職者としての役割を認識し、看護の実践に活用するための専門的知識を身につけている。(知識・理解)										
到達目標	1. 保健指導の基本を理解できる。 2. 保健指導(家庭訪問、健康相談、健康教育)の対象・目的・方法を理解できる。 3. 保健指導に関連する理論を理解できる。											
成績評価方法(基準)	試験(100%) ※授業の3分の2以上出席していない者は受験資格がありません。											
再試験の有無と基準等	科目の可否で不合格となった者は、当該学生からの申請があれば再試験(筆記試験)を実施します。											
教科書	標準保健師講座 第2巻 公衆衛生看護技術(医学書院) 標準保健師講座 第3巻 対象別公衆衛生看護活動(医学書院)											
参考書等	最新保健学講座別巻1健康教育論(メヂカルフレンド社)、健康格差社会(近藤克則)、健康教育ナビゲーター(渡邊正樹)、公衆衛生がみえる(MEDIC MEDIA)他、必要に応じて適宜紹介します。											
学生の主体性を伸ばすための教育方法と学生への期待	疾病構造や社会環境の変化の中、健康な地域づくりが重要な課題となっており保健師活動における予防の重要性が強く謳われ期待されています。保健師の仕事は応用が必要で創造的なものですが、基本がおろそかでは応用的な課題(特に潜在的な健康課題)に対応できないと考えます。保健指導に関連する理論やモデルを毛嫌いせず、実践に活用できるように積極的に授業に望んでください。											
備考	公衆衛生看護学概論を修得していないと履修できません。 本科目は公衆衛生看護方法Ⅲ・Ⅳの先修条件となっています。											
回	学習項目				学習内容				主担当教員	授業方法		
1回	保健指導(1) (保健指導技術)				保健指導の目的と定義及び分類を理解する。 援助者の基本的態度について理解する。				中北	講義		
2回	保健指導(2) (健診/検診における健康相談)				健診/検診の目的、種類と特性について理解する。 また、健康相談の方法や種類について理解する。				中北	講義		
3回	保健指導(3) (家庭訪問)①				家庭訪問の法的根拠、訪問の目的、特徴、優先順位、評価指標、記録について学ぶ。				中北	講義		
4回	保健指導(4) (家庭訪問)②				事例を通して、家庭訪問のプロセス、具体的手順、プライバシーへの配慮等について学ぶ。				中北	講義		
5回	地域組織活動				グループ支援と地域組織活動について学ぶ。 地域診断に関わる理論(主に集団/地域住民に着目したコミュニティ・サポートモデル)を理解する。				中北	講義		
6回	保健指導(5) (健康教育/健康教室)①				健康教育の定義、目的、発展過程、関連する理論・モデルを学ぶ。				清水	講義		
7回	保健指導(6) (健康教育/健康教室)②				場面や対象に応じた教育技術・媒体の選択・活用方法および健康教育の計画・周知方法・実施方法について学ぶ。				清水	講義		
8回	保健指導(7) (健康教育/健康教室)③				健康教育計画書の内容や書き方、留意事項を理解する。 グループワークを通して、事例に対する健康教育のテーマ、目的、目標などを作成する。				清水	講義/演習		

学 習 課 題

2年生前期に学習した「保健福祉行政論」「公衆衛生看護学概論」の各自でまとめているノートは、本科目受講時に持参してください。
(講義前には、必ず、保健福祉行政論、公衆衛生看護学、公衆衛生看護方法Ⅰにおいて、関連する基礎知識を再復習してください。)

実務経験を活かした教育の取組

- ・担当教員全員は、看護職として実務経験がある。看護の実践及び教育・研究活動を行っており、その経験を活かして本授業の講義及び演習を行う。
- ・行政機関や学校等において保健師や養護教諭として実務に携わった教員が指導する。また、実習施設では実務指導者から指導を受ける。